

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2022 年 12 月 No.83

米国連邦通信委員会による一部の通信機器の輸入・販売の禁止措置

弁護士 塚本 宏達

弁護士 佐藤 恭平

はじめに

2022 年 11 月 25 日、米国連邦通信委員会（Federal Communications Commission。以下「FCC」といいます。）は、米国の安全保障上の容認できないリスクとなり得るカバードリスト（以下参照）掲載の一定の通信機器等について、米国内への輸入及び米国内での販売の認証を禁止する新たな報告及び命令（Report and Order。以下「本 R&O」といいます。）を発行しました¹。これにより、華為技術（ファーウェイ）や中興通訊（ZTE）が製造する通信機器、監視カメラ等の米国内での販売が事実上禁止されることとなります。

本ニュースレターでは、これまでの経緯に触れつつ、本 R&O 及び同時に発行された Further Notice of Proposed Rulemaking の内容を紹介いたします。

本 R&O のポイント

本 R&O は、FCC の公共安全国土安全保障局（Public Safety and Homeland Security Bureau。以下「PSHSB」といいます。）が公表したリスト（Covered List。以下「カバードリスト」といいます。）²に掲載された一部の機器を対象として米国への輸入や販売の認証を禁止するものです。

そもそも、カバードリストとは、米国の安全保障に対する脅威となり得る通信機器等や通信サービスを掲載したリストであり、Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019 に基づき PSHSB が公表し、定期的にアップデートされることになっています。カバードリストに掲載された通信機器等や通信サービスについては連邦政府の補助金を使用して購入、維持等を行うことが禁止されています。2021 年 3 月 12 日、PSHSB はカバードリストに関する最初の公告を発行し、その後、数度に亘り同リストはアップデートされています。

2021 年 11 月にバイデン大統領が署名した Secure Equipment Act of 2021 は、カバードリストに掲載された機器の認証を禁止することを目的とした FCC の機器認証プログラムに関する法律であり、同法に基づいて本 R&O が発行されました。

本 R&O に基づく改正により、カバードリストに掲載された通信機器等については、米国内への輸入や米国内での販売について FCC より認証を受けることが禁止され、一部の機器に認められるより簡便な手続である Supplier's Declaration of Conformity のプロセス（いわゆる SDoC プロセス）での認証も受けられなくなります。また、これらの機器については認証の例外規定に基づく輸入や販売も禁止されることとなります。

本 R&O の対象には、本ニュースレター発行日現在においてカバードリストに掲載されている Huawei Technologies 及び ZTE Corporation が製造する通信機器や監視カメラ、並びに Hytera Communications、Hangzhou Hikvision Digital Technology 及び Dahua Technology が製造する通信機器や監視カメラ（安全保障上の目的で使用される場合に限定されます。）（なお、いずれの対象エンティティについてもその子会社や関連会社

¹ <https://www.fcc.gov/document/fcc-bans-authorizations-devices-pose-national-security-threat>

² <https://www.fcc.gov/supplychain/coveredlist>

を含みます。)が含まれていますが、同じくカバードリストに掲載されている AO Kaspersky Lab、China Mobile International USA Inc.、China Telecom (Americas) Corp.、Pacific Network Corp.、ComNet (USA) LLC 及び China Unicom (Americas) Operations Limited は対象外とされています。

本 R&O では FCC の機器認証手続きに関するその他の改正も行われています。例えば、今後は、認証申請において当該機器が本 R&O により認証を受けることが禁止されているものではないことや、申請者がカバードリスト掲載のエンティティでないことの証明 (attestation) が求められたり、申請者が米国内の送達代理人を指定することが求められます。

Further Notice of Proposed Rulemaking について

FCC は、本 R&O と同時に Further Notice of Proposed Rulemaking (以下「本 FNPRM」といいます。)を発行しており、その中で FCC の機器認証手続きの更なる改正に関するコメントの募集を行っています。

本 R&O による禁止は将来の認証に関するものであり、既に過去に認証を受けて販売等された機器の除去を要求するものではありませんが、本 FNPRM では認証禁止の措置の遡及的適用に関してコメントを募集しています。もし認証禁止が遡及的に適用されることになれば、既に多くの対象機器が導入されている状況を踏まえると、金額的にかなりの影響を及ぼす可能性があります。

また、本 R&O による改正では、認証申請時にカバードリスト掲載の機器の部品の使用されているか否かを証明 (attest) することまでは要求されていませんが、本 FNPRM では、カバードリスト掲載の機器の部品に対する規制 (例えば、部品のリスクの程度に応じて規制内容を設定する等) についてのコメントも募集しています。

まとめ

近年、米国内の安全保障のリスクの懸念を背景に、FCC、米国議会や米国行政機関によって米国内においてより強靱な通信機器や通信サービスのサプライ・チェーンを構築するための複数の措置が採られてきており、今回の措置はその最新の動きとなります。これまでの動きや、本 R&O の発行に際して FCC の委員長である Jessica Rosenworcel 氏が「FCC は、米国内において信頼できない通信機器の使用が認証されないようにすることで我が国の安全保障の保護に尽力しており、このような取組みを継続していく。」と述べていることを踏まえると、カバードリストのアップデートや本 FNPRM で議論されている改正を通じて通信機器等の認証手続きに関して今後更なる規制が課せられる可能性もあるため、関連法令の最新の動向に注意する必要があります。

2022 年 12 月 21 日

[執筆者]



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



佐藤 恭平 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

kyohei_sato@noandt.com

2006 年早稲田大学法学部卒業。2008 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015 年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance Law)。2009 年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014 年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015 年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&A を中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。